

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学委員会規程

平成16年4月1日
規程第 7 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則（平成16年基本規則第1号）第25条第2項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

(委員会の種類)

第2条 次に掲げる委員会を置く。

- (1) 総合安全衛生管理委員会
- (2) 安全衛生委員会
- (3) 放射線安全委員会
- (4) 遺伝子組換え生物等安全管理委員会
- (5) 情報公開・個人情報保護委員会
- (6) 人権問題及びハラスメント防止委員会
- (7) 日本学生支援機構学資金返還免除候補者学内選考委員会
- (8) 優秀学生選考委員会
- (9) 全学教員評価委員会
- (10) 動物実験委員会
- (11) 施設検討委員会
- (12) 人を対象とする研究に関する倫理審査委員会
- (13) 基金委員会
- (14) 危機管理委員会
- (15) 研究リスクマネジメント委員会

(審議事項等)

第3条 委員会は、別表に定める事項を審議するとともに、その所掌に係る事項について必要な企画及び立案を行う。

(委員)

第3条の2 委員会の委員は、別表のとおりとする。

(委員の任期)

第4条 委員のうち次に掲げる者の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、委員の在職する期間は、当該委員を指名又は委嘱する学長又は研究科長の在職する期間を限度とする。

- (1) 学長が指名する職員
- (2) 学長が指名する衛生管理者

- (3) 学外の学識経験者
- (4) 学長が必要と認める者
- (5) 研究科長が指名する教員

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長又は学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員（次条の規定により、副委員長を置く場合にあつては、副委員長）が委員長の職務を代理する。

(副委員長)

第5条の2 委員会に、副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(専門部会)

第6条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年3月15日から施行する。ただし、第2条第13号の規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条、第3条の2関係）

委員会	審議事項	委員
総合安全衛生管理委員会	(1) 安全衛生の体制に係る総合調整に関する事項 (2) 安全衛生の計画に係る総合調整に関する事項 (3) 安全衛生の評価に係る総合調整に関する事項 (4) 安全衛生の改善に係る総合調整に関する事項	(1) 総括安全衛生管理者 (2) 保健管理センター所長 (3) 衛生管理者のうち学長が指名する職員 (4) 遺伝子組換え生物等総括責任者 (5) 放射線取扱主任者 (6) 環境安全衛生管理室長 (7) 施設課長 (8) 研究科長が指名する教員 (9) 学長が指名する職員（化学物質管理に精通した教員） 1人 (10) 学長が指名する職員（高圧ガス管理に精通した教員） 1人 (11) その他学長が必要と認める者
安全衛生委員会	(1) 学生及び職員の危険の防止に関する事項 (2) 学生及び職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項 (3) 安全衛生に係る災害の原因及び再発防止対策に関する事項	(1) 総括安全衛生管理者 (2) 保健管理センター所長 (3) 環境安全衛生管理室長 (4) 人事課長 (5) 衛生管理者のうち学長が指名する職員 (6) 安全衛生に関し経験を有する者のうち学長が指名する職員
放射線安全委員会	(1) 放射線及びエックス線障害に対する対策及び処置に関する事項 (2) 放射線及びエックス線障害防止に必要な学内規約等の制定及び改廃に関する事項 (3) 放射線施設及び装置の新設、拡充、改廃並びに使用核種の追加	(1) 総括安全衛生管理者 (2) 保健管理センター所長 (3) 研究科長が指名する教員 (4) 放射線取扱主任者 (5) 副放射線取扱主任者

	<p>又は使用数量の増加等に関する事項</p> <p>(4) その他放射線及びエックス線障害防止に関する事項</p>	<p>(6) 放射線実験施設管理責任者</p> <p>(7) 放射線実験施設安全管理責任者</p> <p>(8) 放射線実験施設管理区域責任者</p> <p>(9) エックス線作業主任者のうち学長が指名する職員</p> <p>(10) 環境安全衛生管理室長</p> <p>(11) その他学長が必要と認める者</p>
<p>遺伝子組換え生物等安全管理委員会</p>	<p>(1) 遺伝子組換え生物等の第2種使用等をする間に執る拡散防止措置に係る適法性の審査に関する事項</p> <p>(2) 遺伝子組換え生物等の取扱い及び安全管理に関する事項</p> <p>(3) 実験従事者に係る教育訓練及び健康管理に関する事項</p> <p>(4) 危険時及び事故時の必要な処置並びに改善策に関する事項</p> <p>(5) 施設の適合性の審査に関する事項</p> <p>(6) その他遺伝子組換え生物等安全管理に関する事項</p>	<p>(1) 総括安全衛生管理者</p> <p>(2) 保健管理センター所長</p> <p>(3) 遺伝子組換え生物等安全主任者</p> <p>(4) 学外の学識経験者</p> <p>(5) 環境安全衛生管理室長</p> <p>(6) その他学長が必要と認める者</p>
<p>情報公開・個人情報保護委員会</p>	<p>(1) 情報公開に係る基本方針に関する事項</p> <p>(2) 情報公開に係る基準に関する事項</p> <p>(3) 情報公開の実施に関する事項</p> <p>(4) 保有する個人情報の管理に関する重要事項</p>	<p>(1) 学長が指名する理事 1人</p> <p>(2) 総合情報基盤センター長</p> <p>(3) 保健管理センター所長</p> <p>(4) 研究科長が指名する教員</p> <p>(5) 研究推進機構長が指名する者</p> <p>(6) 企画・教育部長</p> <p>(7) その他学長が指名する職員</p>
<p>人権問題及びハラスメント防止委員会</p>	<p>(1) 人権問題の啓蒙に関する事項</p> <p>(2) ハラスメントの防止に関する事項</p> <p>(3) ハラスメント被害の調査に関する事項</p>	<p>(1) 学長が指名する理事 1人</p> <p>(2) 保健管理センター所長</p> <p>(3) 研究科長が指名する教員</p> <p>(4) 企画・教育部長</p> <p>(5) 管理部長</p> <p>(6) その他学長が必要と認める者</p>

<p>日本学生支援機構学資金返還 免除候補者学内選考委員会</p>	<p>(1) 独立行政法人日本学生支援機構の第一種学資金の貸与を受けた学生のうち、返還免除を申請した者に対する在学中の業績評価及び返還免除の候補者の選考に関する事項 (2) 前号の業績を総合的に評価するための評価項目の設定に関する事項</p>	<p>(1) 学長 (2) 学長が指名する理事 (3) 学長が指名する副学長 (4) 研究科長 (5) 各領域長 (6) 企画・教育部長</p>
<p>優秀学生選考委員会</p>	<p>(1) 奨学対象者の選考に関する事項 (2) 前号の奨学対象候補者を選考するための基準に関する事項</p>	<p>(1) 学長 (2) 学長が指名する理事 (3) 学長が指名する副学長 (4) 研究科長 (5) 各領域長 (6) 企画・教育部長</p>
<p>全学教員評価委員会</p>	<p>(1) 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（平成16年規則第2号。以下「職員就業規則」という。）の適用を受ける教員の業績評価基準に関する事項 (2) 職員就業規則の適用を受ける教員の業績評価の調整、勤務成績及び処遇への反映に関する事項</p>	<p>(1) 学長 (2) 学長が指名する理事</p>
<p>動物実験委員会</p>	<p>(1) 動物実験計画に係る動物愛護管理法等及び国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学動物実験等の実施に関する規程（平成20年規程第4号）に対する適合性に関する事項 (2) 動物実験計画の実施状況及び実施結果の適正性に関する事項 (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関する事項 (4) 動物実験等の実施に係る教育訓練に関する事項 (5) 動物実験等の実施に係る自己点検・評価に関する事項 (6) その他動物実験等の適正な実施に関し必要な事項</p>	<p>(1) 学長が指名する理事 (2) 遺伝子教育研究センター長 (3) 保健管理センター所長 (4) 管理者 (5) 学長が指名する動物実験等を行う教授又は准教授 若干名 (6) 環境安全衛生管理室長 (7) その他学長が必要と認める者</p>

施設検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 中・長期的な施設計画に関する事項 (2) 施設の整備及び維持管理に関する事項 (3) 施設の全学的な有効活用に関する事項 (4) キャンパスの交通に関する事項 (5) その他施設に関して学長が諮問する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学長が指名する理事 1人 (2) 研究科長 (3) 各領域長 (4) 総合情報基盤センター長 (5) 研究推進部門長 (6) 研究・国際部長 (7) 管理部長 (8) 会計課長 (9) 施設課長 (10) その他学長が必要と認める者
人を対象とする研究に関する倫理審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人を対象とする研究に関する規約の制定及び改廃に関する事項 (2) 人を対象とする研究に関する研究計画等に係るこの規則及び倫理指針等その他の関係法令に対する適合性に関する事項 (3) 人を対象とする研究に関する研究計画等の実施状況及び実施結果等の適正性に関する事項 (4) 人を対象とする研究の適正な実施のための改善措置に関する事項 (5) 人を対象とする研究に関する教育研修の実施内容に関する事項 (6) その他人を対象とする研究に関し必要な事項に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生物学に関する専門家 1名以上 (2) 医学に関する専門家 1名以上 (3) 法律に関する専門家 1名以上 (4) 生命倫理に関する有識者 1名以上 (5) 一般の立場の者 1名以上
基金委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 奈良先端科学技術大学院大学基金（以下「基金」という。）の予算及び決算に関する事項 (2) 基金による事業計画に関する事項 (3) 基金の寄附金の受入れに関する事項 (4) 基金に係る寄附者への謝意の表明に関する事項 (5) その他基金の管理運営に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学長 (2) 理事 (3) 研究科長 (4) 各領域長 (5) その他学長が必要と認める者

危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 全学的な危機管理体制に関する事項 (2) 危機管理基本計画に関する事項 (3) 危機に対するマニュアルに関する事項 (4) 学長が必要とする危機に係る調査に関する事項 (5) その他全学的な危機管理に関し必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学長 (2) 学長が指名する理事 (3) 研究科長 (4) 各領域長 (5) 総合情報基盤センター長 (6) 保健管理センター所長 (7) 企画・教育部長 (8) 研究・国際部長 (9) 管理部長 (10) 環境安全衛生管理室長 (11) 企画総務課長 (12) その他学長が必要と認める者
研究リスクマネジメント委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 研究活動上の不正行為防止に係る企画及び立案に関する事項 (2) 研究費の不正使用防止に係る企画及び立案に関する事項 (3) 安全保障輸出管理に関する事項 (4) 安全保障研究に関する事項 (5) A B S 指針に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 研究担当理事 (2) 学長が指名する理事 (3) 研究科長 (4) 各領域長 (5) 企画・教育部長 (6) 研究・国際部長 (7) 管理部長 (8) その他学長が必要と認める者

*安全衛生委員会の委員のうち第6号委員は、過半数代表者の推薦に基づき、第2号委員から第5号委員の合計数と同数の委員を指名する。